

州際通商条項について

田島 裕

1 はじめに

(1) 課題の設定

アメリカ法は「企業法学」の主要科目の一つである。現在では、アメリカ法のほとんど全部の法領域に研究の手が付けられている。しかし、「州際通商条項」は最も重要な規定でありながら、これについては本格的な研究がまだなされていない。それは、日本のような単一法制度には関係のないアメリカ法の二元性に関係する条項であること、また、その条項に関係する判例の数が数万件にも及ぶため論文にまとめにくいことなどの事情によるものと思われるが、この研究はアメリカ法研究の核心をなすものであり、放置されてはならない。

ここにいう「州際通商条項」とは、合衆国憲法第一条八節三項の規定を指している。その規定は、連邦議会が「外州際通商条項について

国との通商並びに各州間およびインディアンの部族との間の通商を規制する」権限を有することを定めている。連邦法の立法管轄は非常に制限されているが、現行の連邦法の多くは、この条項を非常に拡張し、かつ弾力的に解釈し、これを基礎として制定されている。また、ある法律問題が、州法の問題ではなく連邦法の問題として扱われ、連邦の行政・司法の規律に従うべきものとするためにも重要な意味をもつ。理論的には、現実には「自由競争」が行われるようにするために通商のさまざまな制約を取り除くことを目的とした通商規制が、本当にその目的を達成しているか否かを検討してみる必要がある。

(2) 「通商」の定義

具体的な論考に入る前に、前提となる一般的なことを説明しておこう。まず第一に、憲法制定当時の歴史についてであるが、「州際通商条項(interstate commerce)」は最も多くの議論を呼んだ憲法条項である。議論は多岐にわたるので全部を一つ一つ説明することはできないが、一般的には、北部諸州の利益と南部諸州の利益の対立であったとみてよい。北部諸州は、戦争に備えて連邦政府が軍隊を維持し、統一通貨を発行し、財政的な基礎を確保するため連邦政府が利権をもつべきであると主張した。これに対して、南部諸州は、貿易に関してはイギリスとの関係を独立後も強化したいと考えており、また農場経営のために黒人奴隷を買い取らなければならないが、州際通商条項による規制を名目にして、連邦政府はこれらの南部の在り方を否定するであろうと恐れたのである。しかし、最終的には、政治的な妥協によって暗黙の合意が作られ、連邦議会の権限の一つとして州際通商の規制権限が認められた。その妥協の結果、憲法の条文の上では「通商(commerce)」の定義をせず、将来の具体的な事件ごとに判断するという方針がと

られた。

第二に、州際通商条項は一般条項であるから、それだけにその憲法解釈が重要であるが、「連邦法と州法の二元性」の観点から、連邦の権限と州の権限とをどのように配分するかに関する考慮がその解釈に大きな影響を及ぼしている。マーシャル裁判官は、一八二四年の *Gibbons v. Ogden* 判決の中で、州際通商条項で使われている「通商 (commerce)」という文言は、「交通 (traffic)」、つまり、商品の移動を意味するが、「交通」は「交流 (intercourse)」と同義であると理解し、その結果、諸判例において、単なる人の移動や情報の電送についてまで、連邦の規制権限が及ぶものと解釈されるにいたる。⁽³⁾

一般条項であるだけに、そのときどきの時代精神ともよぶべきものがその解釈に影響を与えていることも事実である。たとえば、ソーシャル・ダーウィニズムの時代の裁判官たちは、「通商」を「生産」と区別していたし、「取引契約」を規制する考えは一九世紀にはほとんどなかった。⁽⁴⁾ 一九三七年以降には、その基本思想がはつきり否定され、連邦政府の積極的行政が肯定されるにいたるが、現在においても、「州際通商」という概念に明確な定義は与えられていない。後に詳しく説明されるように、そのときどきの状況に応じてプラグマティズムの思想により弾力的に解釈されてきた。

第三に、州際通商条項そのものは「インディアンとの取引」や「外国との取引」にも言及しているが、その規制は合衆国内で行われる通商の規制と原則的には同じである。ここではアメリカ合衆国の諸州間の取引規制を中心に論ずることになるが、その考えはインディアンとの取引にも当てはまる。⁽⁵⁾ 「外国との取引」については、若干の付加的考慮が必要となるが、これについては、3で租税法を説明する中でのべることにしたい。

(3) 州際通商条項の積極面と消極面

(a) 積極的側面。州際通商条項による規制には、積極的な側面と消極的な側面がある。積極的な側面は、その条項を根拠に連邦議会が規制立法を行い、これに基づいて積極的に行政することを意味している。一八八七年に制定された州際通商法⁽⁶⁾が、その典型的な例である。この法律によって州際通商委員会が設置され、その機関が「輸送」の行政規制に当たっている。具体的には、この委員会は、バス、鉄道、トラック、水上輸送、航空輸送、その他あらゆる運輸事業の規制を行う義務を負わされているのである。同法により州際通商委員会は規則を制定し、輸送 (transportation) を規制することになっているが、聴聞を行った後、一般旅客運送の交通のルートおよび料金を決定することが特に重要な職務である⁽⁷⁾。今日ではその権限はいつそう強化され、輸送における安全性の規制にまで及び、違反に対して刑事罰を科することさえも許されている⁽⁸⁾。また、ここでは「輸送」を例として説明したが、後に述べるように、銀行法、会社法、環境法など多岐にわたる積極的連邦立法の例をあげることができる。

(b) 消極的側面。州際通商条項によって州の立法、行政などを否定した諸事例にそのネガティブな側面をみることができる。たとえば、Edwards v. California事件では、いわゆる「アンタイ・オーキー (Anti-Okie)」と呼ばれる州法が違憲と判決された⁽⁹⁾。当該の法律は、「貧困者をそれと知りながらその州へ移住させること」を犯罪と規定している。このような法律は、州の住民の健康、道徳および経済的負担に関するもので、ポリス・パワーの権限に含まれるものであるとは言えるが、州相互間に報復的な立法を呼び起こし、合衆国全体の統一を傷つけるので、違憲な移動禁止であると言わなければならないと判決した。アメリカの憲法のケース・ブックなどでは、この事例のように州への移入

を規制する州法と、移出を規制する州法とを分けて分析しているが、筆者はその区別は意味がないと考えている。⁽¹⁰⁾

連邦法の先占の理論と呼ばれるものがあるが、これはたとえ連邦法が明文によって規制していない場合であっても、州法を違憲とする論理枠組である。一八五一年の *Cooley v. Board of Wardens* 判決⁽¹¹⁾で萌芽的考えが示され、*City of Burbank v. Lockheed Air Terminal, Inc.* 判決⁽¹²⁾で明瞭に説明されている。たとえ連邦法が明瞭に禁止政策を示していても、連邦法の領域であるとは一般的に認められ、その連邦政策が強力なものであると考えられる場合には、連邦法によって先占されており、州法が干渉することは許されないとする理論である。この理論は、「いわゆる休眠中の通商条項」によって違憲無効とされるとするものでもある⁽¹³⁾。つまり、違憲判決が下される場合には、休眠中の通商条項を州の立法が起こしてしまったことになるのである。

(1) 合衆国憲法第一条一節は、「この憲法によって付与される立法権は連邦議会に属すると規定している。そして、第一〇修正は、連邦憲法に規定されないことは州の主権に留保される旨を規定している。合衆国憲法第一条八節は、連邦議会の立法権を一八項目に限定している。しかし、その第一八項には「必要かつ適切」な付随的権限をもっていると規定しており、また憲法解釈の弾力性のために、比較的自由的な解釈がなされてきた。

(2) 歴史については、C. Warren, *The Supreme Court in the United States History* (1922) が信頼できる文献である。(a) 連邦議会の下院議員の選挙において、その定数が人口に比例して決められることになっているので、南部へ大量の黒人が移入されることによって支配力を失うことを北部諸州は恐れたが、(b) 南部は「市民権」の概念を導入して黒人には選挙権を付与しないことにしたので、反対論は力を失い、「州際通商条項」が連邦憲法に入れられることになった。

(c) *Gibbons v. Ogden*, 9 Wheat. 1 (1824). 通信社が新聞社へニュースを電送する「ことも」通商」とされた。Associated Press v. United States, 326 U. S. 1 (1945).

- (4) 拙稿「ソーシャル・ダーウィニズムが適正手続条項の解釈に与えた影響について」法哲学年報(法的推論)(一九七一年)一七八一―七七頁に掲載した研究ノートで考察した。そこで述べたことは、州際通商条項の解釈についても当てはまる。
- (5) インディアンに関する事項はもともと連邦問題(federal question)である(先占されている)。従って、インディアンの土地利用やタバコ売買の州法による規制は、連邦法による授權がある場合に限り、合意とされる。New Mexico v. Mescalero Apache Tribe, 462 U.S. 324 (1983); California State Board of Equalization v. Chemehuevi Indian Tribe, 474 U.S. 9 (1985).
- (6) 49 U.S.C.A. §§ 10101 *et seq.* (1887).
- (7) 歴史的には、「航海(navigation)」も交通(traffic)の重要な一部門であり、海上輸送は、商品の輸送と深い関わりをもっており、航行可能な河川は連邦政府の通商規制のもとに置かれてきた。水路や港湾の建設・整備も通商に影響を与えるので、ダム建設は連邦の許可を得なければならぬ。洪水等の防止も、航海の安全を確保するために必要であり、環境の改善も連邦の権限に含まれると理解される。
- (8) 18 U.S.C.A. § 2101 (1968). この法律は、有名なシカゴ・セザンの事件でも *Dellinger et al. v. United States*, 472 F.2d 340 (1972) などと、² 対して合憲と判決された。
- (9) *Edwards v. California*, 314 U.S. 160 (1941).
- (10) この区別は、³ *original package* の理論(Brown v. Maryland, 12 Wheaton 419, 6 L.Ed. 678 (1827)) を説明するために必要であったと思われる。しかし、現在では、この理論は採られていない。
- (11) 12 How. 299, 13 L.Ed. 996 (1851).
- (12) *City of Burbank v. Lockheed Air Terminal, Inc.*, 411 U.S. 624 (1973).
- (13) この理論は、*Pennsylvania v. Nelson*, 350 U.S. 497 (1956) でウォレン首席裁判官が説明したものであるが、合衆国憲法第六条の解釈として導入された。*Cf. H.P. Hood & Sons, Inc. v. Du Mond*, 336 U.S. 525, 535 (1949).

2 連邦法による取引規制

(1) 取引規制の連邦法

アメリカの独占禁止法、証券取引法、消費者信用法などの竹内昭夫教授の研究は、そのほとんど全部が「州際通商条項」を立法管轄の根拠として制定された連邦法の研究である。^(註)この領域では、最近の立法例も少なくない。例えば、一九九四年に制定された電気、ガスなどの公共サービスを行う事業の持株会社等を厳しく規制することを目的とした連邦法がある。この法律は、通常の会社規制は州法によるべきものであることから、わざわざその規制が州際通商の促進のために必要であることを規定している。もう一つの最近の例をあげれば、電話による販売を規制する消費者保護法 (Telephone Consumer Protection Act) がある。この法律は、その規制が州際通商に適用されることをわざわざ規定している。この種の立法例は枚挙にいとまがないが、本稿は「州際通商」の説明を主眼としているので、その目的のために4つの連邦法に注目するのみにとどめたい。

(2) 消費者保護・投資家保護の連邦政策

(a) 独占禁止法

まず第一に独占禁止法と州際通商条項の関わり方から説明を始めることにする。一八九〇年にシャーマン法が制定

され、その第一条は共謀等を違法とすることを規定している。一八九五年の *United States v. B. C. Knight Co.* 事件⁽¹⁵⁾では、アメリカン砂糖精製会社が全米の砂糖輸入・精製の会社の株式を買い占め、その業界を完全に支配したことが問題となった。フラー裁判官が法廷意見を書き、この事件では「生産」の独占が問題となっていて、「通商」とは関係がないから、連邦政府は規制する権限をもたないので、第一条八節三項の適用は認められない、と判決した（フラー裁判官による法廷意見、但し、ハーラン裁判官反対意見）。このように、一九世紀においては、「通商」は商品の売主と消費者の関係のみに関する規定であると厳格に解釈されていた。

しかし、二〇世紀になると商品の流通 (current of stream) 全体を規制の対象としなければ州際通商規制の意味がないとされるようになり、その後の判例法はその動向を変えた。*Stafford v. Wallace* 判決⁽¹⁷⁾において、連邦最高裁は、商品の流れに関係があれば独占禁止法により規制できると判決した。通商条項の適用される射程距離が著しく拡大され、ただ単に商品の流通だけでなく、人や情報の移動も通商条項の規制対象となった。⁽¹⁸⁾さらに、その流れに直接はまっていなくても、「実質的に通商に影響を及ぼすならば連邦の規制が及ぶ」とする理論がとられるようになり、通商条項が連邦の立法権を制限する枠としてはほとんど意味をもたなくなつた。

独占禁止法と州際通商条項の関係は、「プロ野球リーグ制」に関する判例でよく説明されている。*Federal Baseball Club v. National League* 事件⁽¹⁹⁾では、プロ野球選手本人の同意なしにトレードによって移籍させるのは独占禁止法によって禁止される「共謀」に当たると主張して争われたが、ホームズ裁判官は、「野球は生産に関係なく、従つて通商の対象にはならない」と述べて、独占禁止法の適用を否定した。*Toole v. New York* 判決では、連邦議会がその適用を認めていないことを理由にその先例に従つたが、最近の裁判所は、プロのサッカーなどのスポーツについては、

独占禁止法に違反することを認めている⁽²⁰⁾。リーグ制による独占が許されれば、プロ選手は道具に化してしまい、人格を失うことになる。不当な取引制限がもたらす害悪が明瞭に見られるからである。

(b) 証券取引法

一九三三年の証券法、および一九三四年の証券取引法は、不況の中でもっとも苦境に立たされた一般投資家の利益を保護するために、公正な証券取引を行わせることを主要な目的としている⁽²¹⁾。その基本的な考えは、「重要な事実」を一般投資家に対して開示させ、詐欺まがいの取引を防止することにある。従って、証券取引法の中で特に注目しなければならぬのは「投資契約」である。ちなみに、わが国の証券取引法は、これに倣って作られたものであるといわれるが、日本経済を立て直すための資金獲得という国家政策の道具として使われており、一般投資家の利益保護は軽視されて、アメリカ法とはかなり異なったものになっている。

「契約の自由」は大原則であるが、一般投資家は、証券（商品）の知識という点では無知に等しく、専門家と対等で契約させるためには、十分な情報を提供して教育することが公正であると考えられている。重要な情報の開示義務を課することは、「州際通商」の促進に役立つと考えられる⁽²²⁾。この考え方は、一九三五年に制定された持株会社法（Holding Company Act）⁽²³⁾でもとられている。契約法の基本原理であるcaveat emporを廃棄して、「完全な開示」を要求するものであり、売り主の側に、より高度の企業倫理を守る義務を負わせている。

(c) 消費者信用保護法

一九六八年に貸付真実法（Truth-in-Lending Act）が制定された⁽²⁴⁾。この法律は、消費者信用取引の重要な条件（特に利息の実質年率）を開示することを要求している。そして、3営業日以内に無条件解約する権利（クーリング・オフ

フ)の告知義務を定めている。その後、強要的信用取引、資金債権の差し押さえ、信用情報規制、信用機会平等、資金電子移転等に関する法律が制定され、これらを包括して消費者信用保護法と呼ばれるようになった。Mourning v. Family Publications Service, Inc. 事件では、貸付真実法が、4回以上の制裁で弁済される消費者信用貸付の重要事項の開示を刑事罰によって強制するのは、「州際通商条項」に違反すると争われたが、連邦最高裁は合憲と認めた。²⁵⁾

(d) 電話販売消費者保護法

販売方法の規制の問題は、竹内教授が深い関心を示したテーマであるが、比較的最近、電話販売の消費者を保護するための法律が制定されたので、この法律についても少しふれておこう。²⁶⁾それは一九九一年二月二〇日に制定され、通信委員会は、電話受信者のプライバシーなどの利益を保護する目的のために、聴聞を開いた後に、実施規則を作成して規制を実施することが義務付けられている。そして、消費者に十分な情報を提供することを義務づけるとともに、意思形成に瑕疵がある場合に、取引を取り消す権利を認めている。²⁷⁾

(3) 全国的経済政策と取引倫理規範

上で取り上げた連邦法に関する諸判例を分析してみると、州際通商条項は、連邦の経済的利益と州のそれとを調整するための基準として使われてきたのではないかと思われる。その調整を行うにあたり、言論の自由の規制の考え方に似た考え方が働いているように思われる。すなわち、当事者の自由意思を前提とした「契約の自由」は絶対的に守るが、その契約の方法、場所等の合理的規制は合憲とする。さらに別の視点からこれらの判例を分析してみると、州際通商条項が独占禁止法を適正に運用させる倫理的色彩の強い指導原理となることが分かる。その指導原理は

「契約の自由」という言葉に包含される自由競争の原理であるということが出来るが、販売方法の規制を行うために使われる「不公正」などの用語は倫理規範である。「公益」の保護という観点からとらえるならば、功利主義の倫理を含むものであるが、単純な経済理論のみで説明することはできない。一種のキリスト教的倫理観ないし潔癖感が判例のなかに見られるのである。

(14) 例えば、田中『竹内』法の実現における私人の役割』（東京大学出版会、一九八七年）や「消費者信用法」（比較法学会報告、一九七四年）など。なお、竹内昭夫教授の業績は、岩原紳作編『現代企業法の展開』（有斐閣、一九九〇年）七八二―七九四頁に掲示されている。

(15) *United States v. B.C. Knight Co.*, 156 U.S. 1 (1895). *Kidd v. Pearson*, 128 U.S. 1 (1888)でも、「製造」を「通商」と区別し、「ビールなどを州内で製造することを禁止したアイオワ州法を合憲とした。

(16) *Swift and Company v. United States*, 196 U.S. 375 (1905).

(17) *Stafford v. Wallace*, 258 U.S. 495 (1922).

(18) *White Slave Act* (1911), 18 U.S.C.A. §§2421-2424などの例である。

(19) *Federal Baseball Club v. National League*, 259 U.S. 200 (1922).

(20) *Flood v. Kuhn*, 407 U.S. 258 (1972)では、観客の三分一以上が他州の住民であり、全国ネットワークのテレビジョンに放映されれば、州際通商条項の規制の対象となり、独占禁止法が適用されると判示した。プロ野球のリザーブ制が争われた *Toolsen v. New York*, 346 U.S. 356 (1953)では、「ホームズ裁判官の先例を否定する法案がたびたび議会に提出されたにもかかわらず、国会を通過しなかったことは、その先例を強めるものである」と判示し、「その先例は悪法であると考えるけれども、それを改めるのは立法による以外になら」と判決した。

(21) *Securities Act of 1933*, 15 U.S.C.A. §87a *et seq.*, *Securities Exchange Act of 1934*, 15 U.S.C.A. §878 *et seq.*

- (22) *Gorden v. New York Stock Exchange*, 422 U.S. 659 (1975).
- (23) 15 U.S.C.A. §79 to §79z-6.
- (24) 15 U.S.C.A. §§1601 *et seq.*
- (25) *Mourning v. Family Publications Service, Inc.*, 411 U.S. 356 (1974).
- (26) *Telephone Consumer Protection Act of 1991*, 47 U.S.C.A. § 277, 105 Stat. 2394 (1994 Cum. Annual). *よなみど*
Cable Television Consumer Protection and Competition Act of 1992, *Public Telecommunications Act of 1992* *なみど*
同種の立法である。
- (27) 連邦取引委員会も「郵便または電話注文による商品販売」を規制する規則を一九九三年九月二日に制定し、一九九四年三月一日から実施してゐる。16 C.F.R. 435.1 (1995).

3 州際通商条項に基づく課税権

(1) 州際通商条項を根拠とする連邦租税法

租税法の領域については、合衆国憲法第一条八節一項が、連邦議会は「租税、関税、輸入税、消費税を徴収する権限を有する」と定めているので、連邦が課税権をもっていることは疑いない⁽²⁸⁾。しかし、課税権は(国家)主権の主要な部分であり、原則として州に主権があるとされるアメリカ憲法において、州の主権を侵さないで課税を行うことは

容易なことではない。課税の仕方や間接税と直接税の区別等の問題については、やはり「州際通商条項」の解釈が必要となることがあり、租税法の領域でも、州際通商条項は重要な意味をもっている。とくに、課税によってえられた財源の支出が「州際通商」の促進に役立つか否かが争点とされる事例も少なくない⁽²⁹⁾。

(2) 州際通商規制のための課税

まず *Bailey v. Drexel Furniture Co.* 判決を紹介することにしよう⁽³⁰⁾。この事件では、年少者労働課税法 (*Child Labor Tax Law*) の合憲性が争われた。この連邦法の問題の条文は、14歳以下の子供が製造した商品が州外に移動されるときに10パーセントの消費税 (*excise tax*) を課するとするものであった。連邦最高裁は、14歳以下の子供を労働者として雇用することを禁示する連邦法を違憲と判決 (5対4) していたが、その法律の目的を課税権の行使によって実現しようとした新しい連邦法を合憲と判決した。課税の目的は問題ではなく、課税の権限が連邦にあるか、州に留保されているかだけが問題なのであり、連邦にその権限があると認められる以上、連邦裁判所がその立法に干渉する理由はないというのである。

この判決について検討すべき点は、*Hammer v. Dagenhart* 判決⁽³¹⁾ において違憲と判決された連邦法と実質的に同じ法律が、連邦の課税権を根拠にすることによって合憲とされたということである。このように、課税という手段をとることによって、連邦の州際通商規制を強化できるし、実際そういう事例がある。しかし、連邦の課税は「均一なものでなければならぬ」とされている。課税権はむしろ一般的には州の主権に属すると考えられるので、後に述べるように第一四修正の平等保護条項に反する事実が認められない限り、州の租税法が違憲とされることはない⁽³²⁾。

(3) 多国籍企業に対する課税と外国通商条項

Barclays Bank PLC v. Franchise Tax Board of California事件³³⁾は、州際通商条項よりは外国通商条項 (foreign commerce) が問題となった事件である。この事件では、カリフォルニア州のフランチャイズ課税法に基づき単一課税方式により多国籍企業に課税がなされ、原告は納税した後、同法が違憲であることを争って、その還付を求めた。問題の州法によれば、全世界における原告外国籍企業の総所得、人件費、会社財産、売上額を申告させ、当該の州に住所を有する外国法人の人件費等の比率の平均をその総所得に掛け合わせ、その積を同州における課税所得とみなして、これに対しフランチャイズ税が課税されることになっている。これに対し、連邦の法人税は、各法人の本拠 (Domicile) を特定して、それが同州にあると認められれば独立の会社として扱う分離課税方式を採っている。租税条約もまた、この分離課税方式を支持しており、原告は、カリフォルニア州法は外国通商の妨げになると争ったのである。

理論的にはカリフォルニア州法の方が現実合っており、より理想的な課税であると思われる。分離課税方式を採用する場合、外国または他州に本拠を有する関連会社との取引が公正市場価格によってなされたか否かの審査があるとはいうものの、その審査は実際には困難であり、租税回避が比較的容易に行われる。しかし、単一課税方式の場合にも、別の問題がある。州法を違憲とする判決を得るためには、納税者は、(1) 州の課税の根拠 (とくに nexus)、(2) 公正な配分、(3) 州際通商に不利であること、(4) 州のサービースに対する対価が不釣り合いであることを立証しなければならない。さらに、パークレー銀行の訴訟の場合のように「外国との通商」が問題となっている事件では、国際法と関連する2つの問題がある。第一に、政策が一人の口 (主権者) から発せられるべきであること、第二に、

各国の租税法は、むしろ分離課税方式を採用しているので、州税の個々の算定の仕方によって、結果的に二重課税が行われるおそれがあることである。⁽²⁴⁾

先に紹介したパークレー銀行事件で問題になったフランチャイズ課税法は、租税法研究者から批判をうけており、筆者も改めて本格的に検討する必要があると感じている。しかし、その点は別として、ここではどの政策を採用するかは州議会の権限であり連邦裁判所が干渉すべき問題ではないと判示した部分に注意を喚起するにとどめる。

(28) U.S. Const. art. 1, sec. 3, cl. 1は、連邦債務の弁済、国防、一般福祉の目的のために、租税、関税、輸入税、消費税を賦課徴取することができることを定めている。また、第一六修正は、所得税について、連邦税は合衆国を通じて均一でなければならぬと規定しており、この条項が一定の歯止めとなっている。

(29) *United States v. Butler*, 297 U.S. 1 (1936).

(30) *Bailey v. Drexel Furniture Co.*, 259 U.S. 20 (1922).

(31) *Hammer v. Dagenhart*, 247 U.S. 251 (1918).

(32) *Trinova Corp. v. Michigan Department of Treasury*, 498 U.S. 358 (1991) (ミンガン州の付加価値税は州際通商条項にも適正手続条項にも違反しない)。

(33) *Barclays Bank PLC v. Franchise Tax Board of California*, 114 S. Ct. 2268, 62 U.S.L.W. 4552 (1994).

(34) 第一五〇号判決 *Japan Line, Ltd. v. County of Los Angeles*, 441 U.S. 434 (1979) 第11号判決 *Container Corp. of America v. Franchise Tax Board*, 463 U.S. 159 (1983) 参照。

4 州際通商条項の解釈と司法管轄権

(1) 「州際通商」の司法判断基準

(a) 連邦最高裁判所の役割

合衆国憲法第一条八節が、連邦議会に付与される立法管轄を規定するものであり、連邦法の違憲立法審査の一つの判断基準を示している。2および3で分析・検討した諸判例にも示されているように、「州際通商条項」は立法管轄が連邦に属するものであるか、州に属するものであるか、管轄権配分の一応の基準を示している。しかし、その基準は、判例法上、大きく揺れており、判例法の動向を正確に理解していなければ、たとえ断片的に一、二の判例を読んでも、州際通商条項の意味を正確に理解したものとはいえないのである。

その動向について、あえて一般的に述べるとすれば、次のように言うことができる。一八八八年以前には、その条項は積極的に諸州間の通商を促進する目的で使われてはいない。一八八八年から一九三三年までは、商品の流通(Interment or stream)に注目し、せいぜい仕入れまでしか規制が認められなかった。一九三三年から一九三六年までの期間はニューデイルの時代であり、それ以前の時代のように「契約の自由」を概念的にとらえて一刀両断に連邦法を違憲と判決することはさき、憲法によって付与された権限を逸脱して行政権が付与されていないかどうか判断するアプローチがとられた。⁽⁵⁾そして、一九三七年以降になって、プラグマティズムの影響により、現実的な解決を図るため

の便利な道具として使われるようになった。理論上の判断基準の問題は今日でも未解決のままに残されている。

(b) 現在の基準

州際通商条項の問題は通常は財産権の問題であるから、憲法判断の二重の基準により、連邦法はいちおう合憲と推定される⁽³⁸⁾。連邦の立法管轄を積極的に肯定した事例として、ワグナー法 (Wagner Act) に関する National Labor Relations Board v. Jones and Laughlin Steel Corp. 判決⁽³⁹⁾を紹介しよう。この事件では労働組合を組織することを許す全国労働関係法の規定の合憲性が争われたが、ヒューズ首席裁判官の法廷意見は、それ以前の先例⁽⁴⁰⁾の適用を否定し、合憲であると判決した。州際通商条項の解釈と関連して、この判決は、第一に、その条項が全国の経済に係するものと理解し、州際通商への影響が間接的か直接的かを問題とするアプローチを放棄したという点で重要である。

全国的経済政策が連邦の州際通商条項による連邦の権限に含まれるとすれば、連邦農業法を制定することは容易である。實際上、Wickard v. Filburn 事件⁽⁴¹⁾では、小麦生産量を連邦政府が設定した場合、たとえ一農家の小麦栽培がその自家用にもみ使うことを目的として行われていて、他人に何等の關係のない行為であっても、連邦の経済政策に影響を与えうるので、連邦の規制が及ぶと判決した。このようにして、現在では、連邦の農業立法は、一つの体系をもつほどまでに成長している⁽⁴²⁾。

「輸送」の規制を根拠にして、實際上、環境利益の保護も州際通商条項によって図られている。国民経済の適正化が州際通商の促進に役立つという上述の判例の考え方によれば、連邦政府が国民経済の促進のために環境保護行政システムを連邦が導入してもおかしくない。事実、一九六九年の全国環境政策法 (National Environmental Policy Act) により連邦環境保護局が設置され、同機関は環境基準を設定して、様々な連邦の事業が環境に与える影響を評価し、

その観点から規制を行っている。現在では、清浄な空気に関する法律 (Clean Air Act)、「包括的環境措置・補償・責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act) など多数の個別的な環境関連の連邦法が制定されている⁽⁴¹⁾。ここでは詳しく説明する余地はないが、これと類似の論理を使って、連邦法の領域は銀行法、会社法などへも拡張されてきている。

(c) 連邦のポリス・パワー

上述のように、環境法の領域にも連邦法の権限が及ぶとされるならば、その権限はポリス・パワーと呼ばれる州ないしその地方自治体の権限であるとされてきた、従来の常識が否定されることになる。実際、Fort Gratiot Sanitary Landfill, Inc. v. Michigan Department of Natural Resources⁽⁴²⁾判決では、ミシガン州が自然環境や住宅環境を保護するために、固形汚物を他州から運んで同州内で処理することを禁止しようとしたが、環境保護は連邦政策の問題として、その規制は州際通商の妨げになると判決した。同様に、連邦のポリス・パワーは、売春犯罪など不道徳な行為を禁止するためにも使われるようになって⁽⁴³⁾いる。

(d) 「州際通商」規制の限界

上述のような現状に照らせば、「州際通商条項」の適用範囲を連邦の権限の枠を画定して示すよりは、州の権限がどれだけ残されているか、という捉えかたをした方がより現実的である。実際、いくつかの最高裁判決において、連邦最高裁判所は、その限界にふれている。例えば、Wilson v. Black Bird Creek Marsh Co.⁽⁴⁴⁾事件では、航行可能な小川にダムを建設する権限を付与したデラウェア州法が合意とされた。この判決でマーシャル裁判官は、たとえダム建設が航行の妨害となっても、住民の生活に直接関係する場合には、州のポリス・パワーの正当な行使であると認めら

れると判示した。また、Lottery Case判決⁽⁴⁵⁾において、トリーニ裁判官は、「商品を州から輸出することに対する連邦の課税は許されない」と述べている。州は主権をもっており、外国法人が州内で事業を行うことを差別的に規制したり、営業活動を全面的に禁止することができる。⁽⁴⁶⁾前章で述べたように、一定の課税権は州主権に固有なものであり、連邦政府が州に対してその税を課することはできない。しかし、そのような主権侵害のない場合には、最近のFort Gratiot Sanitary Landfill判決が説明しているように、「健康および安全が他の方法では適切に保護できない」ということを立証して、非差別的に規制を行わない限り、州による通商規制は連邦法によるコントロールに従わされる。

「州際通商」条項と他の憲法規定との関係

州際通商条項によって合憲であるとされても、他の憲法条項に抵触すれば、違憲とされる可能性が残っている。また、その逆の場合もある。National League of Cities v. Usery事件⁽⁴⁷⁾では、州際通商条項の審査はクリアできたのに、陪審による審理（第六修正）の権利および第六修正の権利が侵害されたものと判決された。以下、通商条項との関係がしばしば問題となる第一〇修正、第一一修正、第一四修正（平等保護条項および適正手続条項）および第二一修正の解釈を示しておこう。

(a) 第一〇修正

本稿で示したように、現在では、連邦の権限は著しく拡大され、「州際通商条項」が連邦政府の権限を制限するため
に用いられることはめつたにない。そしてまた、合衆国憲法第一〇修正の規定が「憲法により合衆国に委任されてお
らず、憲法により州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州または人民に留保される」と定めており、州の

権限を残しておくべきとされる場合がある。例えば、*White v. Massachusetts Council of Construction Employees, Inc.* 事件⁽¹⁸⁾において、「全部または一部が公の財源によって行われる建設工事のために雇われる労働者の半数はボストン市民でなければならぬ」と規定する市条例の合憲法性が争われた。連邦最高裁判所は、ボストン市が市場参加者(工專注文者)として機能している限り、市は条例によって「規制」しているとは言えず、州際通商の妨げになるとは言えないと判示した。ボストン市が失業対策のために市民の職場を確保することを目的とする条例は、同市のポリス・パワーに含まれる。

(b) 第一一修正

合衆国憲法第一一修正は、「合衆国の司法権は州にまでおよぶものと解釈されてはならない」と規定している。従って、2で論じた独占禁止法の事件に州がなんらかの形で関与している場合、州の責任が免責されるかどうか、などの形で訴訟が起こる⁽¹⁹⁾。州が主権者として行爲していない場合には、免責は認められない。

(c) 適正手続条項も州際通商条項と同じように重要な一般条項であり、その解釈は複雑であるが、別の論文⁽²⁰⁾で詳しく説明したので、ここでは重複して説明することは避けたい。具体的な事例で説明すれば、先に紹介したパークレー銀行事件がその一例である。キャリフォニア州の課税所得の計算において、その計算がある程度まで恣意的に行われざるを得ないこと、また申告が義務づけられた情報は各国の会社法が要求する会計報告の中には含まれないことがあり、それを別途作成するのに不当な負担を原告が負わされることなどが不適正な課税手続きであると争われた。

課税が適正な手続きによってなされたことが認められても、さらに州際通商に不当な負担を負わせる違憲な課税であると争われることもある。*Quill Corp. v. North Dakota By and Through Heitkamp* 事件⁽²¹⁾では、デラウェア州法

人がイリノイ州等の倉庫からノース・ダコウタ州の消費者に対して商品の通信販売を行っていた。しかし、ノース・ダコウタ州が消費税 (use tax) を課するのは適正手続きに違反しないと判決された。⁽⁵²⁾

(d) 平等保護条項

平等保護条項に関しては、市民的権利の保護に関する法律の解釈を争った多くの判例がある。例えば、Heart of Atlanta Motel v. United States⁽⁵³⁾判決では、高速道路の近くに建てられたモートルが黒人の客を拒否したのは、合衆国憲法第一四修正の平等保護条項が禁止する差別によって、州際通商の妨げとなっているとする判決を下した。同様に、レストラン、鉄道、バスなどの利用における差別を禁止した⁽⁵⁴⁾。しかし、Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co. 事件⁽⁵⁵⁾、Railway Express Agency v. New York⁽⁵⁶⁾事件などでは、人種差別以外の差別が争われたが、最高裁判所は、合理的な差別か否かは原則的に立法裁量の問題であり、合理的な差別は合憲とされるところとして、問題の差別を合憲と判決した⁽⁵⁷⁾。

いわゆるウォレン裁判所の時代以降には、裁判所は実質的な平等を実現するために積極的な審査を行うようになった⁽⁵⁸⁾。Dandridge v. Williams⁽⁵⁹⁾事件では、メモリーランド州法が、生活保護の最低基準を設置したのを合憲とした⁽⁶⁰⁾。Hunt v. Washington State Apple Advertising Commission⁽⁶¹⁾事件では、リンゴの商品表示は、州の基準に従ってなされるべきではなく、連邦の基準に従ってなされるべきことが「州際通商」に役立つと判決された。また、K-S Pharmacies, Inc. v. American Home Products Corp. 事件⁽⁶²⁾でも、薬品の卸売り価格の差別を禁止した Wisconsin 州法を合憲とした⁽⁶³⁾。同様の論理により、Houston, East and West Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Case)⁽⁶⁴⁾判決では、テキサス州内の駅の間の切符代金に比べて、州外の駅への運送料金が高すぎる場合、通商条項に違反すると判

決された。

(e) 第二修正

第二修正は、酒類の輸入等を禁止する法律を廃止し、これにより酒類の取引に関する州の立法裁量が拡張された。しかし、上述のような諸州間の差別を禁止する政策は、このような取引にも当てはまる⁽⁶¹⁾。

(3) 司法管轄権

上に述べたことだけですべての説明が尽くされているわけではないが、最後に司法管轄権と州際通商条項との関係を述べて本稿を終わることになろう。「州際通商」の問題は連邦問題 (federal question) であり、連邦裁判所がそれについて裁判管轄権をもっていることは言うまでもない⁽⁶²⁾。しかし、「通商」という言葉の理解は時代によって大きく変わっていて、現在でもその解釈が揺れ動いている。事件によっては、「州際通商条項」の事件として連邦裁判所が審理するのが適切かどうかという裁判管轄権の問題が争われることがある⁽⁶³⁾。Gilmer v. Interstate/Johnson Lane Corp. 判決⁽⁶⁴⁾では、市民権に関する法律に違反して年齢に基づく差別が行われたか否か争われたが、当該事件に適用のある証券取引所の規則には仲裁条項が含まれており、仲裁によって紛争が処理されるべきか否かがまず問題になった。その法律は強行法規であるから、直接裁判によって解決されるべきであるとした原告の主張は認められなかった。連邦最高裁判所は、仲裁による解決は州際通商を促進するのに役立つとする解釈をとっている。しかし、独占禁止法の違反に関する紛争についてまで仲裁による解決が強行されることになれば、アメリカの司法制度上、2で説明した連邦の規制に一種の抜け穴が生じることになるのではないかと、と危惧される⁽⁶⁵⁾。

- (35) *Carter v. Carter Coal Co.*, 298 U.S. 238 (1936) (炭坑労働者の労働時間と最低賃金を定めた連邦法は純粋に地域的な経済活動を規制するもので州際通商条項の権限を踏越している) : *Schechter Poultry Corp. v. United States*, 295 U.S. 495 (1935) (全国産業復興法 (NIRA) は州際通商条項の範囲を超えた違憲な立法である)。
- (36) *United States v. Caroline Products Co.*, 304 U.S. 144, 152 n4 (1938).
- (37) *National Labor Relations Board v. Jones and Laughlin Steel Corp.*, 301 U.S. 1 (1937).
- (38) *Id.* at 28. 前掲注 (17) および注 (35) の判例。
- (39) *Wickard v. Fulburn*, 317 U.S. 111 (1942).
- (40) 7 U.S.C.A. § 601 *et seq.*
- (41) Clean Air Act, 42 U.S.C.A. § 7401 *et seq.* ; Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act, 42 U.S.C.A. §§ 9601-9675 ; Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act, 7 U. S. A. §§ 136-136yがひびきの例である。
- (42) *Fort Gratiot Sanitary Landfill, Inc. v. Michigan Department of National Resources*, 504 U.S. 353 (1992).
- (43) *Cleveland v. United States*, 329 U.S. 14 (1946).
- (44) *Willson v. Black Bird Creek Marsh Co.*, 27 U.S. (2 Pet.) 245, 7 L.Ed. 412 (1829).
- (45) *Lottery Case*, 188 U.S. 321, 373-4 (1903).
- (46) *Atlantic Refining Co. v. Commonwealth of Virginia*, 302 U.S. 22 (1937) (差別的規制) : *Paul v. Virginia*, 75 U.S. 168 (1869) (全面的禁止)。
- (47) *National League of Cities v. Usery*, 426 U.S. 833 (1976).
- (48) *White v. Massachusetts Council of Construction Employees, Inc.*, 460 U.S. 204 (1983). この判決の意義についてはアメリカ法一九八六-一号 (一九八六年) 一九三-一九九頁参照。

- (49) *Cf. Goldfarb v. Virginia State Bar*, 421 U.S. 773 (1975).
- (50) 拙稿「デューアプロセス法理の研究」英米法論集（東京大学出版会、一九八七年）一四三―一八一頁。
- (51) *Quill Corp. v. North Dakota By and Through Heitkamp*, 504 U.S. 298 (1992).
- (52) *National Bellas Hess, Inc. v. Department of Revenue of Illinois*, 386 U.S. 753 (1967)は、適正手続（due process）条項がphysical presenceを要求するとしていたが、通信販売による事業活動の事実が証明されればそれで足りると判示した。*Cf. Complete Auto Transit, Inc. v. Brady*, 430 U.S. 274 (1977).
- (53) *Heart of Atlanta Motel, Inc. v. United States*, 379 U.S. 241 (1964).
- (54) *Katzenbach v. McClung*, 379 U.S. 294 (1964)；*California v. Thompson*, 313 U.S. 109 (1941).
- (55) *Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co.*, 220 U.S. 61 (1991)（天然のミネラル水を保護するためのニューヨーク州法による規制は平等保護条項に違反しない）；*Railway Express Agency v. New York*, 336 U.S. 106 (1949)（自動車に広告を掲示するのは交通を妨害し、危険であるとして、市条例によって軽罪と定めたことは、州際通商条項に反しない）。
- (56) *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).
- (57) *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970).
- (58) *Hunt v. Washington State Apple Advertising Comm'n*, 432 U.S. 333 (1977)。ちなみに、事業者団体などの訴えの利益がこの事件の争点となっているが、一般的消費者利益代表が当事者となることは適切であると判決している。
- (59) *K-S Pharmacies, Inc. v. American Home Products Corp.*, 962 F.2d 728 (7th Cir. 1992).
- (60) *Houston, East and West Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Case)*, 234 U.S. 342 (1914).
- (61) *Healy v. Beer Institute, Inc.*, 491 U.S. 324 (1989)。 *Cf. Solman Distributors, Inc. v. Brown-Forman*, 888 F. 2d 170 (1989).
- (62) 合衆国憲法第三条二節参照。

(63) 連邦の政策が非常に強力なものである場合には、連邦法により排他的な司法管轄権の規定が置かれることがある。例えば、2(4)で紹介した電話販売消費者保護法、47 U.S.C.A. § 227(e)。

(64) *Gliner v. Interstate/Johnson Lane Corp.*, 500 U.S. 20 (1991)。

(65) 仲裁に関する最近の連邦最高裁判所の考え方について、拙稿『国際仲裁の主要判例—仲裁判断の蓄積による国際仲裁法の形成』(国際商事仲裁協会、一九九三年)参照。本文で指摘した問題については、改めて検討する必要がある。

5 州際通商条項の今日的意味—結びに代えて

合衆国憲法が制定されたとき、その起草者たちは、州の主権をできるだけ尊重し、独立戦争等の目的に對外的に必要な限度でのみ、連邦政府に権限を付与しようとしたものと思われる。戦争に必要な軍隊を維持し、統一通貨を管理し、郵便事業を行うことぐらいが、連邦の権限の主要なものだったのである。通商条項の立法権を付与することにより、いかなる目的を実現しようとしたかは、憲法の条文だけでは明らかでない。しかし、今日の「州際通商条項」は、連邦政府の立法、行政、司法の権限を著しく拡大させる礎石となっている。その条項は、本研究によつて明らかにしたように、第一に、連邦議会が積極的に立法を行う根拠となっている。具体的には、当然、輸送機関の通行権、路線、料金、免許税等に関する規制が中心となるが、海上輸送・水上輸送との関係で環境保護立法へと拡がっている。インディアンとの取引との関連で狩猟権に関する規制も行っている。さらに、連邦課税の他、牧畜業経営、ミルク製造、酒類の取引、銀行、薬品売買、火薬、爆発物の取扱い、住宅、ハイジャック、出版、不動産、トレードマーク、

雇用関係などの領域まで立ち入っている。

第二に、州際通商条項の解釈が連邦裁判所で争われるとき、州法の規制を監視し、抑止する機能も果たしている⁽⁶⁾。この機能を果たすことについては、三つの異なる視点がある。第一に、連邦政府の一般政策をボリス・パウワの行使の形で強制するものである。第二は、州法の規制が通商に悪影響を与えることを実際に問題にするものである。第三に、諸州の規制の間に不統一があり、不当ないし差別的な州法の規制を抑止するものである。この三つの視点に立つ規制のために、理論的には、州際通商条項の解釈に関する「連邦先占理論」や「休眠理論」が使われる。また、「連邦先占」の原理は、実際には、アメリカ合衆国全体の経済政策を実施するに当たって、微調整をするのに役立つべきではないかと思われる。いずれの理論も、現実の市場の力関係には不公平ないし不公平なものが含まれており、裁判所がそれを除去するための道具として使われてきた。その意味で、「州際通商」条項は、倫理規範の性質をもつ。

最後に、本研究の結果、何が示唆されているか。連邦最高裁判所は、憲法の番人であり、その主たる義務は基本的人権の保護にあると説明されてきた。このことに間違いはないが、それ以上に、連邦最高裁判所は、合衆国の経済政策の実施に当たってきたと言えるのではあるまいか。ただ単に独占禁止政策を理論的に説明してきただけでなく、環境問題、消費者問題など国民生活全体にわたって、重要な利益調整の役割を果たしてきた。換言すれば、一方で「契約の自由」を徹底的に守ろうとした場合、結果として起りうる不正に対する手当てをしてきた。最近のヨーロッパ法の形成の過程を仔細に研究してみると、筆者には本稿で示した法の発展の歴史をたどりつつあるように思われる。そのような理由からも、州際通商条項の研究はこれだけにとどめることなく、さらに深く、精密に検討がなされることを期待したい。

この論稿は、恩師として、先輩として、また同僚として、企業法学専攻平成二年創立以来、公私にわたり世話になった竹内昭夫教授、奈良次郎教授、平出慶道教授、吉牟田勲教授のご退官を記念するものであることから、とりあえず各先生の研究領域に関連する諸問題を中心に考察を進めた。それでも、州際通商条項がいかなるものであるか、一通り概略は説明できたと思う。将来の本格的研究の基礎作りに資するところがあれば望外の喜びである。

(66) アメリカ法の二元性の問題をめぐって考察した、拙稿「エリー判決の再検討」企業法学第2巻(商事法務研究会、一九九三年)一七二―一八八頁もこの視点に立った研究である。

〔追記〕一九九五年三月二〇日に木南敦『通商条項と合衆国憲法』(東京大学出版会)が出版された。この著者には、本稿で言及した *McCulloch v. Maryland*; *Gibbons v. Ogden*; *Cooley v. Board of Wardens* などの諸判決の詳細な分析が見られる。

